東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について(概要)

## 1 変更理由等

## (1)理由

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率については、本年1月28日に開かれた東京都後期高齢者医療広域連合議会において決定をしたところである。

この保険料率の決定に当たっては保険料率の上昇抑制のため、令和2・3年度に引き続き、各区市町村の一般財源を投入する特別対策を講じることとされたことに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要がある。

なお、この規約変更については、地方自治法第291条の3第3項の規定により、 関係区市町村の協議によりこれを定め、東京都知事に届出をすることとなっており、 この協議については、同法第291条の11の規定により、関係区市町村の議会の 議決を経なければならない。

## (2) 主な内容

令和4・5年度の2年間の時限措置として、次に掲げる特別対策の項目及び負担割合を規約附則に規定する。

ア 審査支払手数料相当額

診療報酬審査支払に係る手数料を各区市町村が100%負担する。

イ 財政安定化基金拠出金相当額

東京都が設置し、運営する財政安定化基金(療養給付費不足や保険料収入不足等に対応する。)への拠出は、国、東京都及び広域連合(保険料)が拠出金総額の3分の1ずつを負担することとなっているが、広域連合分を各区市町村が100%負担する。

ウ 保険料未収金補塡分相当額

保険料収納率が100%を下回る場合の不足分については、各区市町村が100%負担する。

工 保険料所得割額減額分相当額

低所得者対策としての保険料所得割額軽減策の経費のうち、国負担分以外の 経費を各区市町村が100%負担する。

才 葬祭費相当額

葬祭費事業に係る経費として、各区市町村が100%負担する。

2 令和4・5年度保険料率最終案と過去の保険料率比較表 別紙のとおり